

市第 121 号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 9 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「及び第 10 条の 2」を加え、同号エ中「婦人相談所」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する女性相談支援センターをいう。）」に改める。

別表の 1 の表中

「

永田山王台住宅
---------

を

」

「

永田山王台住宅
---------

に、

中村町住宅
-------

」

「

釜利谷東ハイツ
---------

を

」

「

釜 利 谷 東 ハ イ ツ
瀬 戸 橋 住 宅

に改める。

」

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の 1 の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

### 提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い関係規定の整備を図るとともに、中村町住宅及び瀬戸橋住宅を設置するため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市営住宅条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（入居者の資格）

## 第 7 条 （第 1 項省略）

- 2 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身生活困難者」という。）を除く。）は、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

（第 1 号から第 8 号まで省略）

- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

（ア省略）

- イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項 及び第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

（ウ省略）

- エ 配偶者等からの暴力の被害を受けている旨を証する女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する談所法律（令和 4 年法律第 52 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する女性相談支援センターをいう。）による書類その他これに類する書類の交付を受けた者  
 （第 10 号及び第 3 項から第 6 項まで省略）

別表（第 3 条第 2 項）

1 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市南区
永田山王台住宅	
<u>中村町住宅</u>	
(省 略)	
(省 略)	横浜市金沢区
釜利谷東ハイツ	
<u>瀬戸橋住宅</u>	
(省 略)	
(省 略)	